

足立区 障がい者通所施設整備方針

(平成 27 年度～36 年度)

【平成 29 年度改定版】



もくじ

第 1 章 基本方針と目的	2
第 2 章 障がい者数の推移	3
1 国内の総人口と障がい者数	3
2 年齢別にみる身体障がい者数の特徴	4
3 年齢別・程度別にみる知的障がい者数の特徴	5
第 3 章 通所施設整備状況	6
1 通所施設整備数と定員数増加の状況	6
2 通所施設所在地の状況（東部地区への偏在）	7
第 4 章 通所施設需要の見通し	8
1 需要集計の項目・対象施設の分類について	8
2 需要見込みと必要定員数（平成 27 年度～36 年度）	10
第 5 章 通所施設整備計画	14
1 新規施設整備計画	14
2 区の施設整備支援策（三つの柱）	16
3 既存施設の老朽化対応	17
おわりに	18



第 1 章 基本方針と目的

基本方針

○ 需要予測と計画案の策定

障がい者が増え続ける現状を踏まえ、障がい者通所施設（以下、通所施設）の的確かつ綿密な需要予測を行い、詳細な施設整備計画案を策定します。

○ 連携体制の構築

現状の課題と計画案に基づく将来像を共有することで、区と利用者、地域住民、民間事業者との強固な連携を構築します。



目 的

○ 障がい福祉サービスの基盤整備

一人でも多くの障がい者が等しく障がい福祉サービスを楽しむことができるよう、障がい者の地域生活の拠点である通所施設等の基盤整備を行い、さらなる地域福祉の発展を図ります。

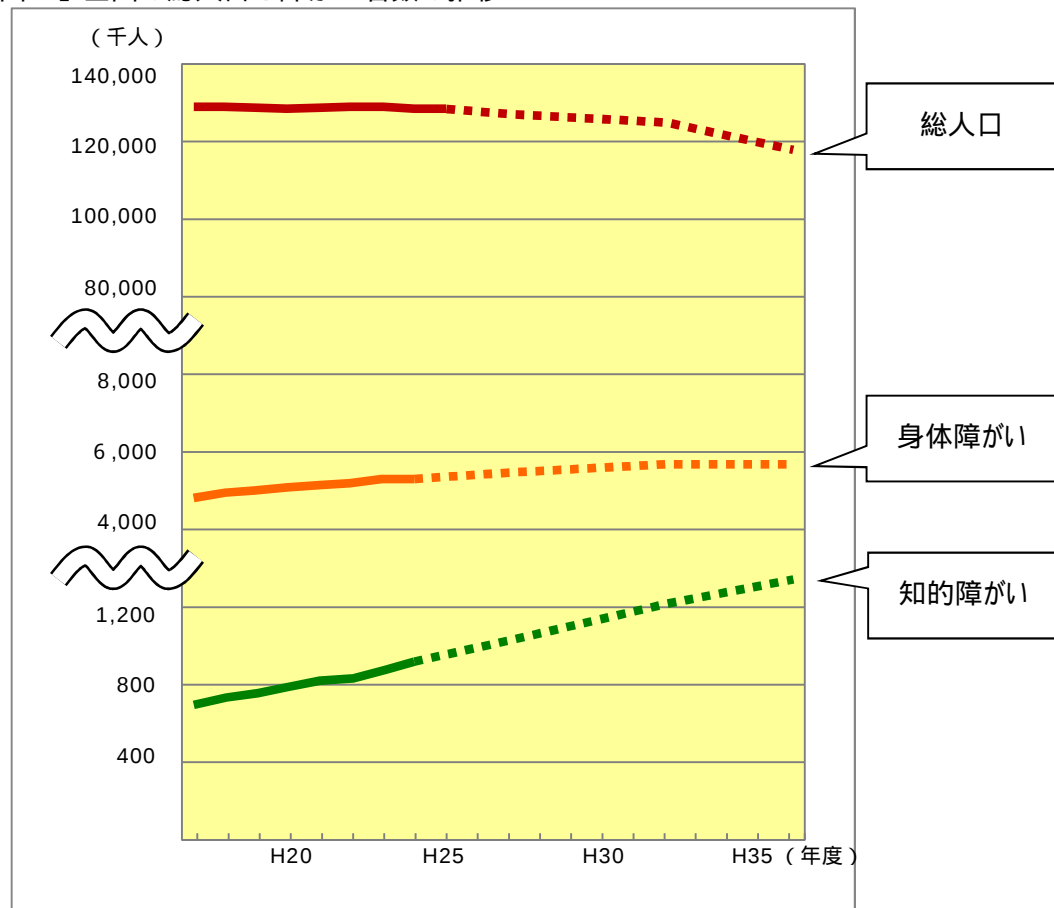
第 2 章 障がい者数の推移

1 国内の総人口と障がい者数

平成 17 年に日本国内の総人口は減少に転じ、今後もますます減少化傾向に拍車がかかるものと推測されています¹。一方、障がい者数は、身体障がい者が前年比 1～2%、知的障がい者は 4%程度の増加傾向を示しています(【図 1】)。

障がい者の増加傾向の背景には、医療の進歩や、特別支援教育の充実等の要因があると推測され、今後も区内でも増加傾向が続くと予測しています。

【図 1】全国の総人口と障がい者数の推移



【資料】 総務省統計局「各月 1 日現在人口『全国：年齢（5 歳階級）、男女別人口』」、厚生労働省「厚生統計要覧（平成 25 年度）第 3-26 表『身体障害者手帳交付台帳搭載数、障害の種類×年度別』、第 3-31 表『療育手帳交付台帳搭載数、障害の程度×年度別』」、内閣府「平成 25 年版 高齢社会白書（全体版）」

【注】 障がい者数のグラフの破線部分は、総人口に占める障がい者の割合の増加率が、今後も同様の伸び率で推移すると仮定し区が算出した推計値です。

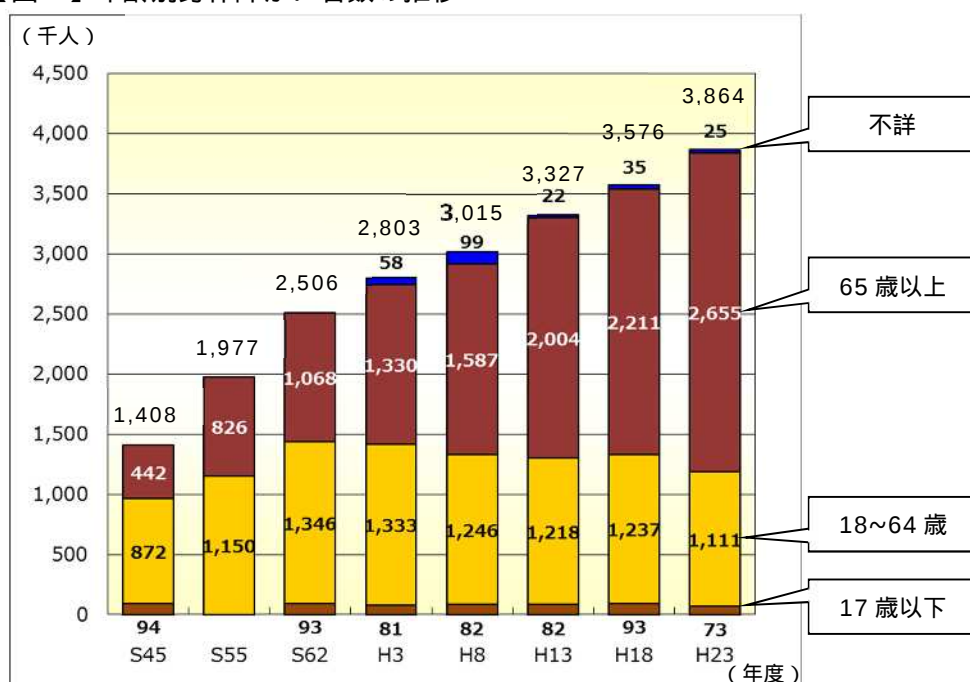
¹ 厚生労働省「平成 18 年版厚生労働白書」、総務省統計局「統計 Today No.9」

2 年齢別にみる身体障がい者数の特徴

全国における身体障がい者数の年齢別の推移を見ると、平成 23 年には 65 歳以上の割合が全体の 3 分の 2 以上を占め、高齢世代の手帳取得者の増加傾向が顕著です（【図 2】）。

その一方で、17 歳以下および 18～64 歳数はほぼ横ばいで推移しており、この世代の人口に占める障がい者の率は、数十年間大きく変化がないことがわかります。

【図 2】年齢別身体障がい者数の推移



【資料】 滝口真・福永良逸「障害者福祉論」(平成 22 年 5 月 25 日) 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」、厚生労働省「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

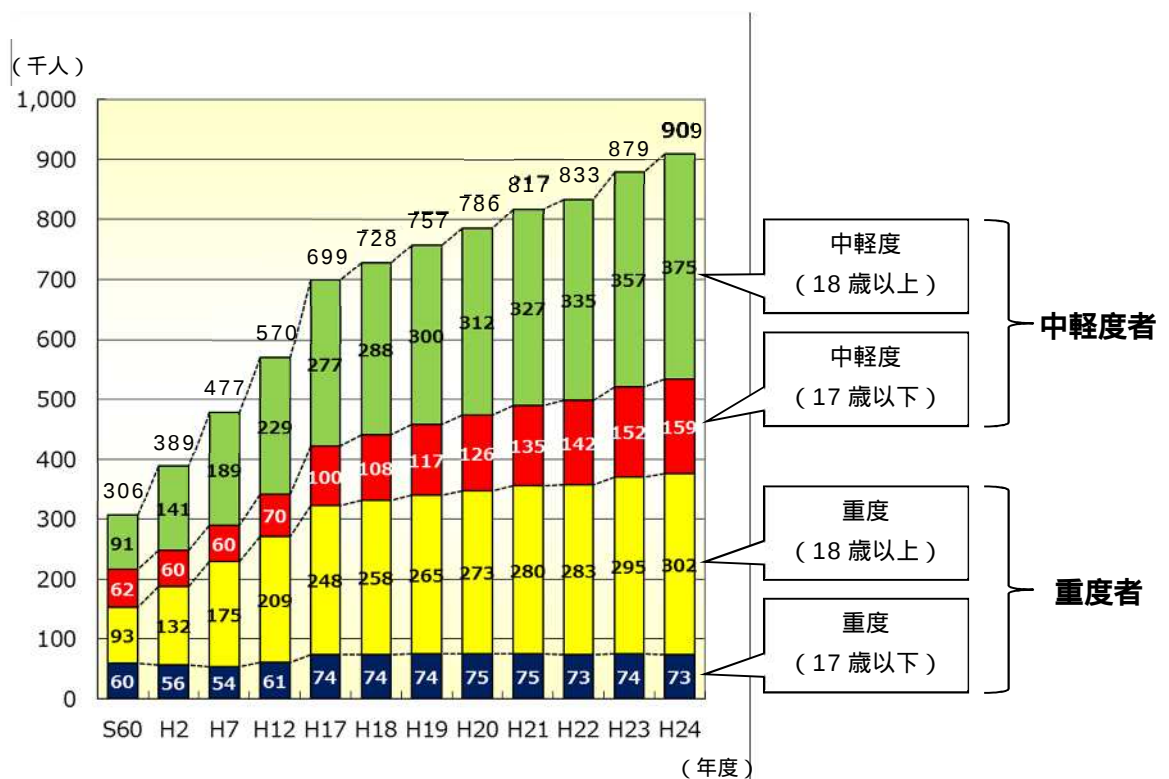
【注】 昭和 55 年は 17 歳以下の調査を行っていません。

3 年齢別・程度別にみる知的障がい者数の特徴

知的障がい者の総数は、年を追うごとに増え続けています（【図 3】）。特に昭和 60 年から平成 17 年までは、重度者、中軽度者ともに増加傾向にありました。この時期は、昭和 54 年の「養護学校義務制」開始以降の、知的障がい者支援体制が整備されはじめた時期と一致します。

平成 17 年以降は、重度者はほぼ横ばいで、中軽度者の伸びが大きくなっています。この時期は、平成 17 年に発達障害者支援法が施行される等、軽度の知的障がい者を含む発達障がい者に対する様々な支援体制が、より充実してきた時期にあたります。特に軽度の知的障がい者の増加は、こうした支援体制の充実や社会の理解の深まり等により、これまで手帳を取得することの少なかった障がい者が顕在化してきたことが一因であると推測されます²。

【図 3】年齢別・程度別の知的障がい者数の推移



【資料】 厚生労働省「厚生統計要覧（平成 25 年度）第 3 - 31 表『療育手帳交付台帳搭載数、障害の程度×年度別』」

【注】 グラフ中、「重度」は愛の手帳 1 ～ 2 度、「中軽度」は 3 ～ 4 度に相当。

² 滝口真・福永良逸「障害者福祉論」（平成 22 年 5 月 25 日）

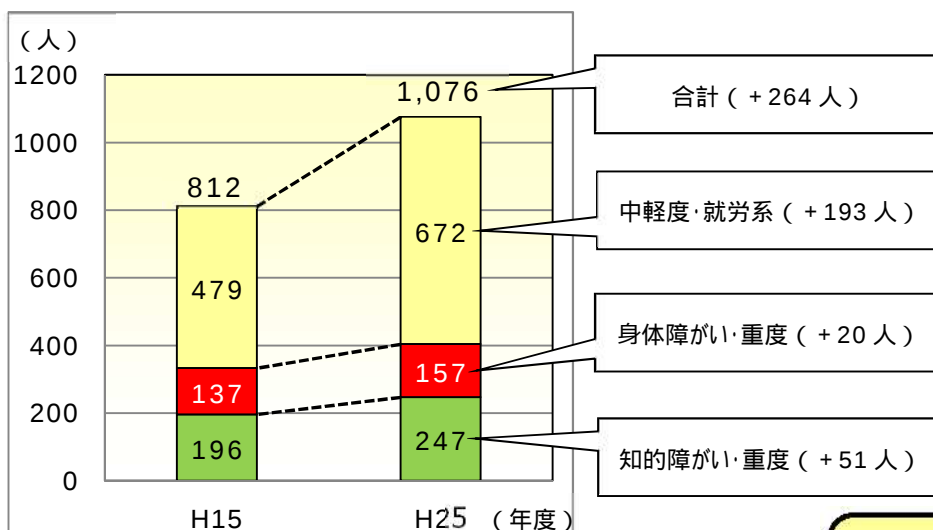
第 3 章 通所施設整備状況

1 通所施設整備数と定員数増加の状況

足立区では、これまでも民間事業者が行う通所施設の整備や運営に対する支援（施設の新規設置支援・建設工事費助成、既存施設改修工事費助成、重度利用者支援人件費助成、等）を行い、直近の 11 年間（平成 15 年～25 年）で計 264 人分の定員増につなげました（【図 4】）。

このうち、新規の施設開設（建物の新規設置）は 6 か所・定員 169 人分で、重度障がい者向けから福祉就労事業を行う中軽度障がい者向けまで、計画に基づき様々な施設の整備を促進してきました（【表 1】）。

【図 4】区内通所施設における定員数の推移



【注】 足立区障がい福祉課調べ。

【表 1】新規施設開設状況（平成 15～25 年）

開設年度	施設名	主な対象者	増定員(人)
平成 19	竹の塚あかしあの杜のぞみ	身体障がい・重度	35
平成 19	希望の苑	知的障がい・中軽度	40
平成 21	葦の会作業所	知的障がい・中軽度	12
平成 22	ウィズユー	知的障がい・中軽度	16
平成 23	西伊興ひまわり園	知的障がい・中軽度	16
平成 25	綾瀬なないろ園	知的障がい・重度、中軽度	50
計			169

【注】 足立区障がい福祉課調べ。なお、表中の「増定員」は、施設設置直後の定員数。施設設置以前に同種事業を行っていた場合は、新規施設設置により増加した定員数のみ計上しています。

264 - 169 = 95 人分は、
既存施設の定員増など

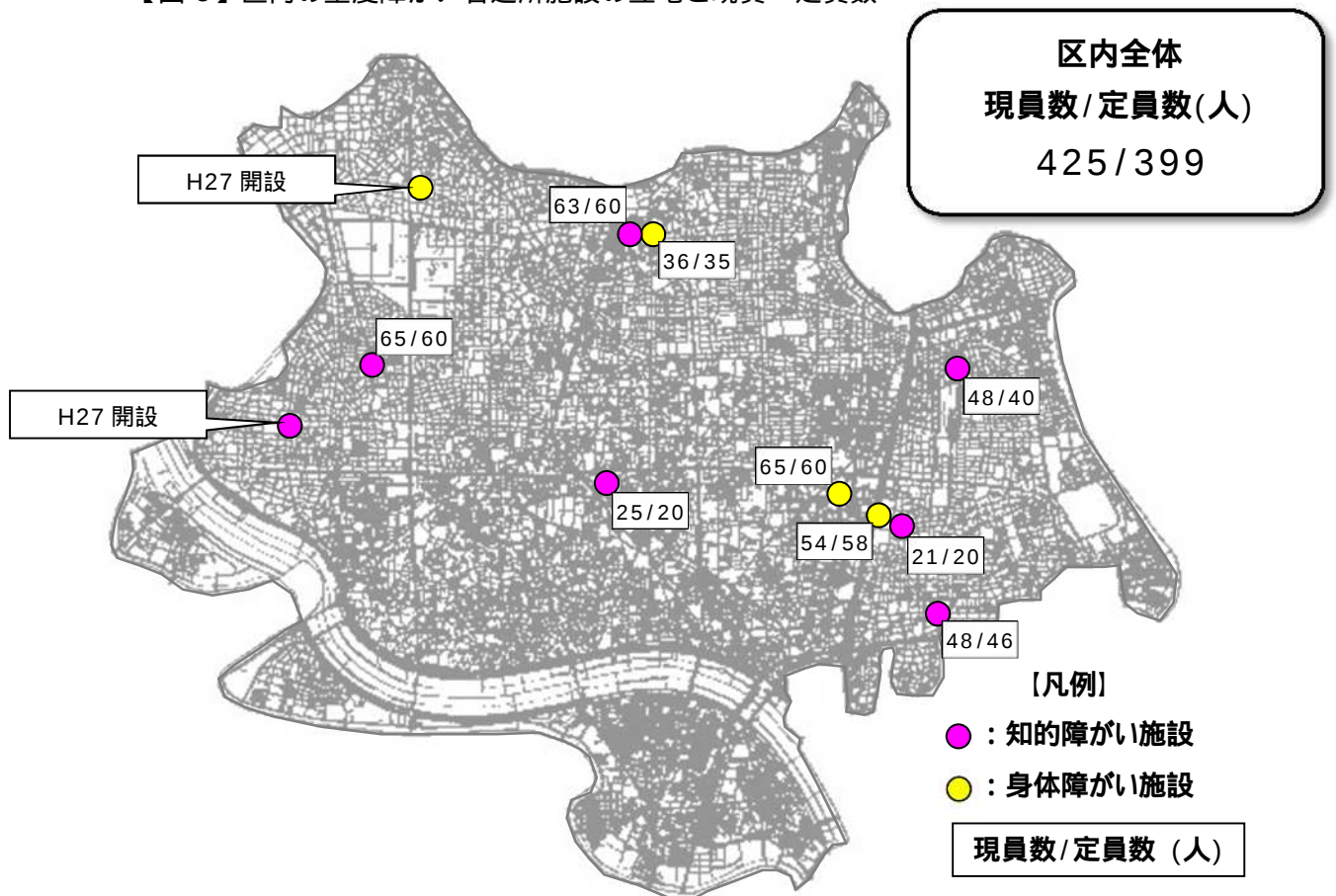
2 通所施設所在地の状況（東部地区への偏在）

これまで整備してきた通所施設のうち、特に重度障がい者を対象とする施設は下図のとおり区東部地区に偏在し、区の西南地区や千住地区は施設の設置のない、いわゆる「空白地区」となっています（【図 5】）。

重度の障がいを持つ施設利用者は、ほとんどが自力での通所が困難であり、送迎バス路線の整備が欠かせません。より効率的なバス路線整備を行い、運行時間の一層の短縮を図るためにも、今後の施設整備にあたっては、区内空白地区への重点的な整備促進が重要です。また、万一の災害時の安全・安心確保の観点からも、利用者が自宅からなるべく近くの施設に通所できるよう、区内各地区に均一に施設を整備する必要があります。

さらに、下図のとおり区内の重度障がい者通所施設は、ほとんどが定員を上回る受け入れを行い、飽和状態にあります。施設の立地偏在を解消するだけでなく、適切な需要予測に基づき区内全域の総定員数を増やす計画づくりも求められます。

【図 5】区内の重度障がい者通所施設の立地と現員・定員数



【注】 足立区障がい福祉課調べ。
なお、「現員数/定員数」は、平成 26 年 4 月 1 日時点の数値を集計。

第4章 通所施設需要の見通し

1 需要集計の項目・対象施設の分類について

(1) 需要数の算出方法

通所施設希望者の大半を占める新卒者について、関係校への調査に基づき、進路見込みごとに在籍生徒数を集計し将来需要のベースとします。その他の項目については過去の実績から平均値を算出し、需要数に加えます。

最後に、過去の実績に基づく退所率から将来の退所見込み者数を試算し、各需要数から差し引き、「純増」の需要数を算出します。

(2) 集計する項目

新卒者

区内および近隣区の特別支援学校と区内普通校の特別支援学級在籍生徒のうち、足立区に住所を有する生徒の数を集計します。

在宅者（既卒者）

学校卒業後、通所施設を利用していなかった障がい者のうち、新規希望者の見込み数です。養護学校義務制開始以前の純粋な「在宅者」に加え、一般就労からの退職者、入所施設からの地域移行者も、広義の「在宅者」とします。

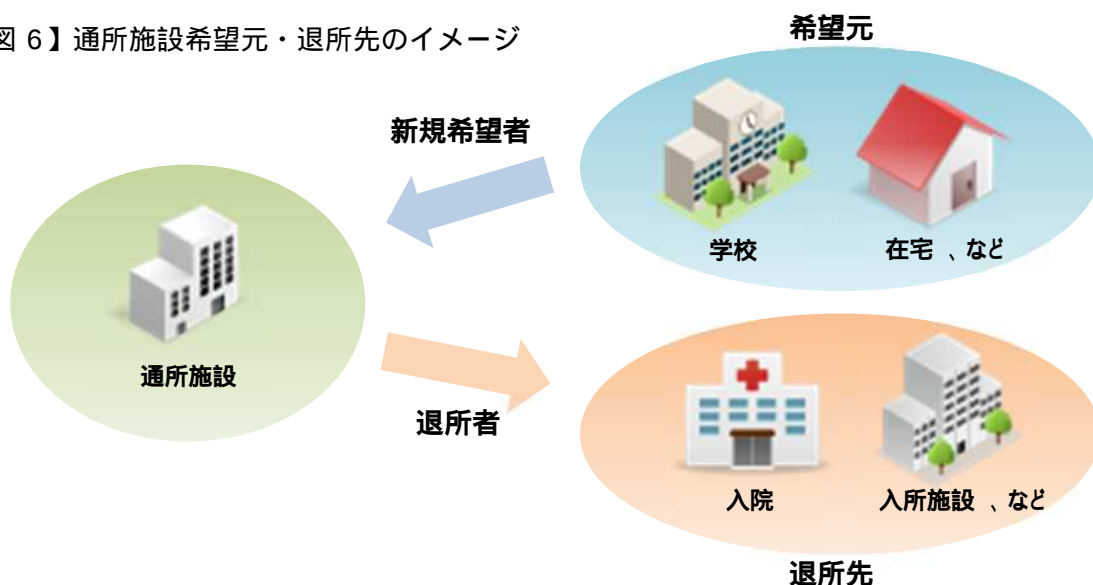
通所先移行者

加齢により障がい程度が重度化した等、中軽度者向けから重度者向け施設へ移行するケースが増えており、この見込み数を集計します。

退所者

退所の主な理由は、自主都合、入所施設への移行、他の通所施設への移行、入院、区外転居、死亡等、多岐に渡ります。

【図6】通所施設希望元・退所先のイメージ



(3) 対象施設の分類について

需要は、それぞれの施設が対象とする障がいの程度別（重度・中軽度）に分類して集計します。さらに、重度の障がい者施設においては、それぞれ主に対象とする障がい種別（身体障がい・知的障がい）ごとに分類します。なお、中軽度の施設では身体障がい者向け施設の需要はごくわずかであるため、障がい種別の分類は行わず、身体・知的障がいの需要を合算して集計します。

以上を踏まえ、施設を以下の 3 つの類型に分類し集計します（【表 2】）。

【表 2】対象施設分類表

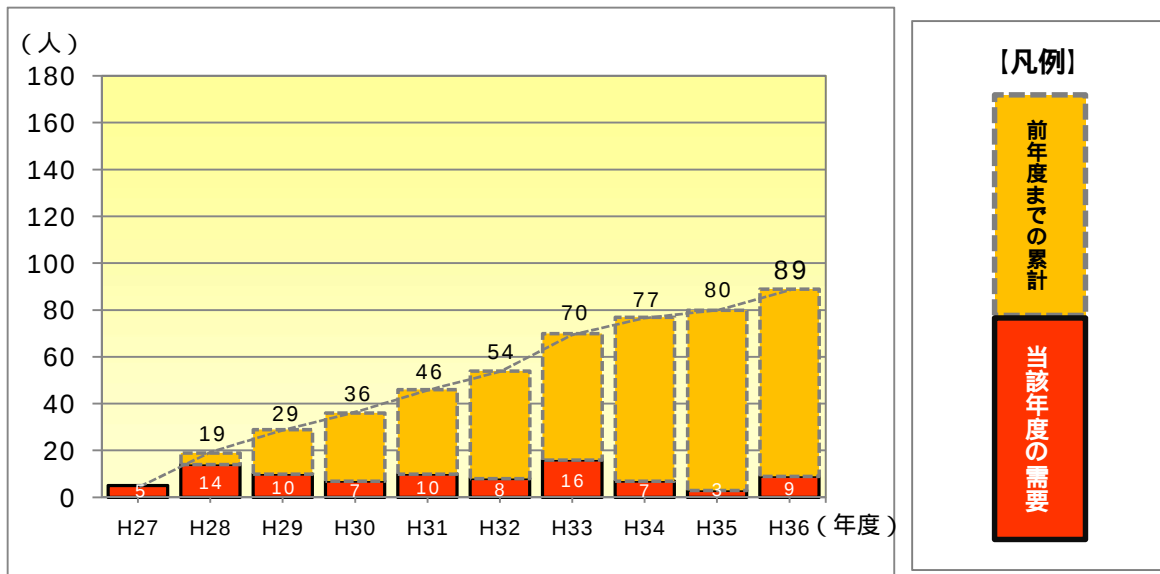
対象施設	障がい 程度	障がい 種別	事業種別	備 考
(1)重度身体障がい者 通所施設 (10 ページ)	重度	身体 障がい	生活介護(生活訓練)	「肢体不自由者」を主な対象とする施設。車いす利用者が大半を占める。知的障がいとの重複障がい者も多い。
(2)重度知的障がい者 通所施設 (11 ページ)	重度	知的 障がい	生活介護(生活訓練)	重度の自閉症、ダウン症等といった知的障がい者を対象とする施設。強度行動障がいを持つ利用者も多い。
(3)中軽度障がい者 通所施設 (12 ページ)	中軽度	身体・ 知的 障がい	生活介護(作業訓練) 就労継続支援 B 型	福祉的就労活動(例：パン製造、パソコン事務、軽作業など)を主に行う施設。

2 需要見込みと必要定員数（平成 27 年度～36 年度）

（1）重度身体障がい者通所施設（【図 7】）

【必要定員数】 = 90 人

【図 7】 重度身体障がい者通所施設の需要見込み（年度需要・累計）



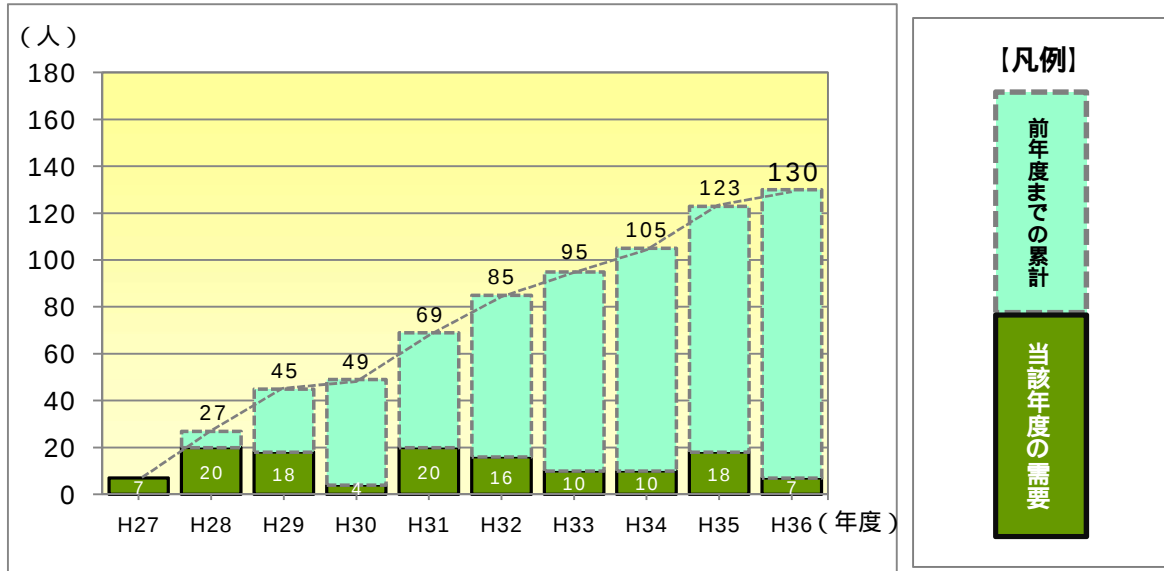
【注】 足立区障がい福祉課調べ。

- ・ 「肢体不自由者」を主な対象とする施設（事業種別：生活介護（生活訓練））に対する希望者数の集計です。平成 36 年度までの累計需要は、89 人を見込んでいます。
- ・ 関係各校への調査の結果、継続的に各年 10 人前後の新卒者需要があります。
- ・ 例年、数人程度の在宅者（既卒者）の通所希望があり、過去の実績を元に需要見込み数に加算しています。
- ・ 過去の実績から退所率を 2.0%と見込み、退所者数を試算し、需要見込み数から差し引いています。

(2) 重度知的障がい者通所施設 (【図 8】)

【必要定員数】 = 130 人

【図 8】 重度知的障がい者通所施設の需要見込み (年度需要・累計)



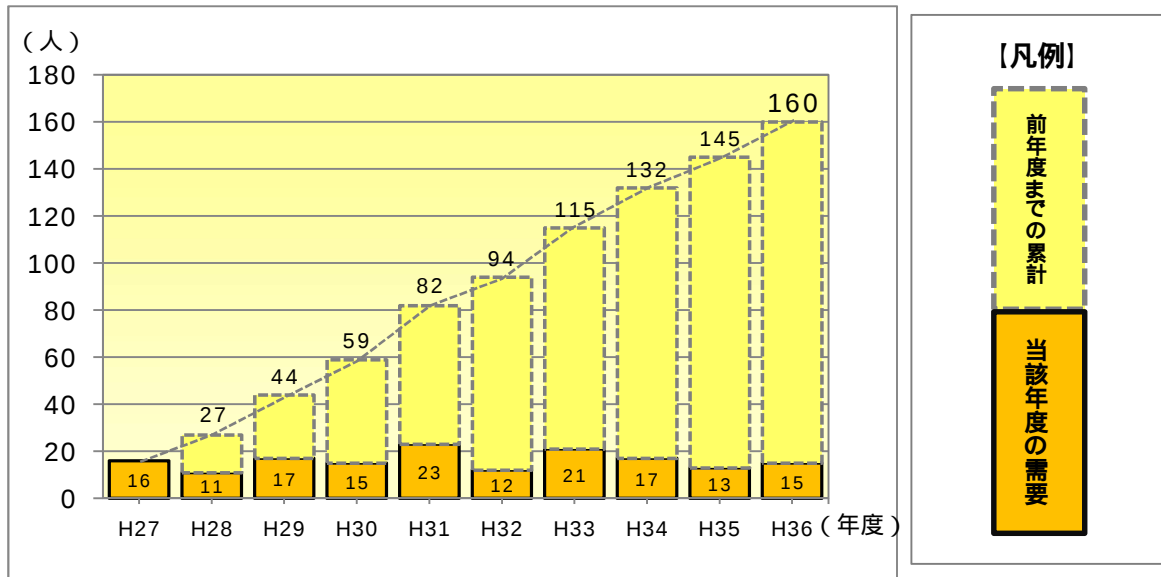
【注】 足立区障がい福祉課調べ。

- ・ 重度の知的障がい者を主な対象とする施設 (事業種別：生活介護 (生活訓練)) に対する希望者数の集計です。平成 36 年度までの累計需要は、130 人を見込んでいます。
- ・ 主に関係各校への調査結果を元に需要を積算した結果、平均すると重度身体障がい者よりも新卒者からの需要が高く見込まれました。
- ・ 例年、数人程度の在宅者 (既卒者) の通所希望があり、過去の実績を元に需要見込み数に加算しています。
- ・ 過去の実績から退所率を 2.8% と見込み、退所者数を試算し、需要見込み数から差し引いています。

(3) 中軽度障がい者通所施設 (【図 9】)

【必要定員数】 = 120 人
(合計需要数 160 人の 3/4 に相当)

【図 9】中軽度障がい者通所施設の需要見込み (年度需要・累計)



【注】 足立区障がい福祉課調べ。

- ・ 主に福祉就労活動を行う施設 (事業種別：生活介護 (作業訓練) 就労継続支援 B 型) に対する希望者数の集計です。平成 36 年度までの累計需要は、160 人を見込んでいます。
- ・ 就労継続支援 B 型施設は卒業後すぐに通所できないしくみのため、需要の集計にあたっては、主な移行元である就労移行支援施設の希望見込み者数をベースに集計しています。
- ・ 過去の実績を元に、在宅者 (既卒者) からの通所希望も需要見込み数に加算しています。
- ・ 重度障がい者施設に比べ退所率が高く、4.6%と見込み、退所者数を算出し、需要見込み数から差し引いています。
- ・ 退所の理由は、高齢化に伴う身体機能の低下による「他の通所施設への移行」が大半を占め、今後区内通所施設の充実に伴い他施設への移行が加速し、退所率がさらに高くなると予測しています。そのため、必要定員数は、需要数合計よりも少なめに見積もります (需要見込み数の 3/4)。
- ・ 中軽度障がい者施設は、一般的に重度者向け施設より建物が簡素でも活動可能なため、他の施設に併設する「複合型」の事業所を原則とします。

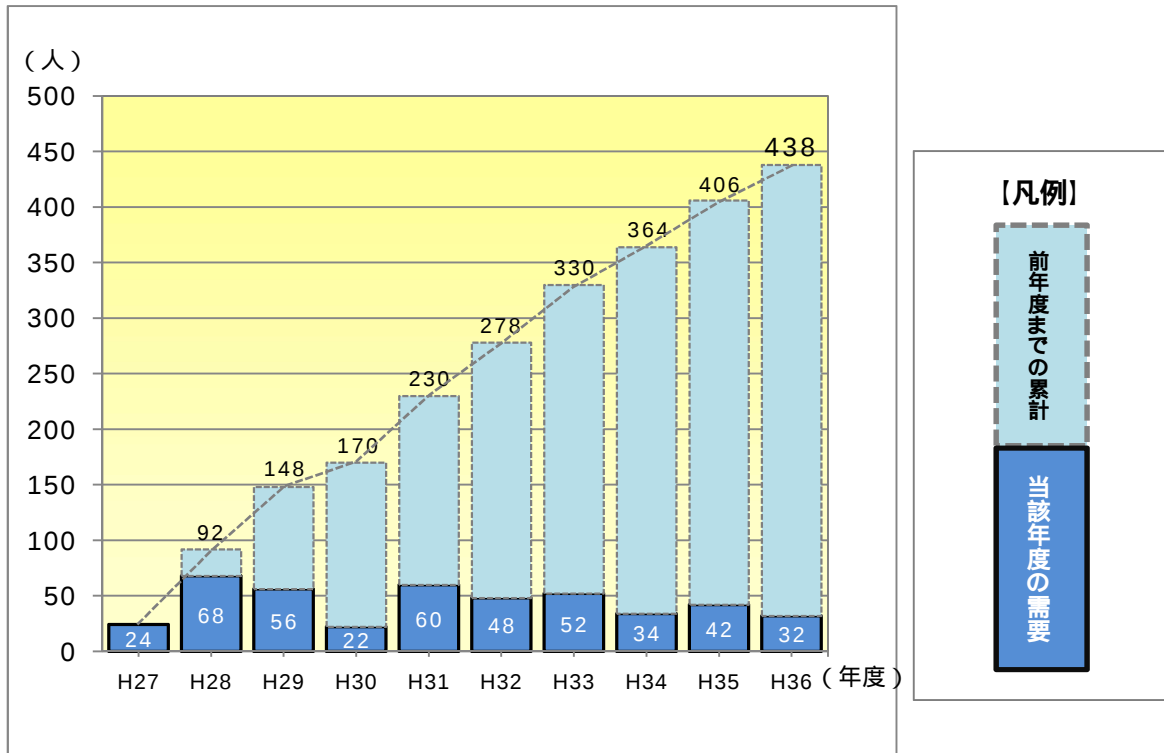
(4) 需要見込みと必要定員数のまとめ

まとめ・(1)～(3)の合計

【必要定員数】 = 340 人

(合計需要数 438 人の 8 割弱に相当)

【図 10】全施設種別合計の需要見込み(年度需要・累計)



【注】 足立区障がい福祉課調べ。

第5章 通所施設整備計画

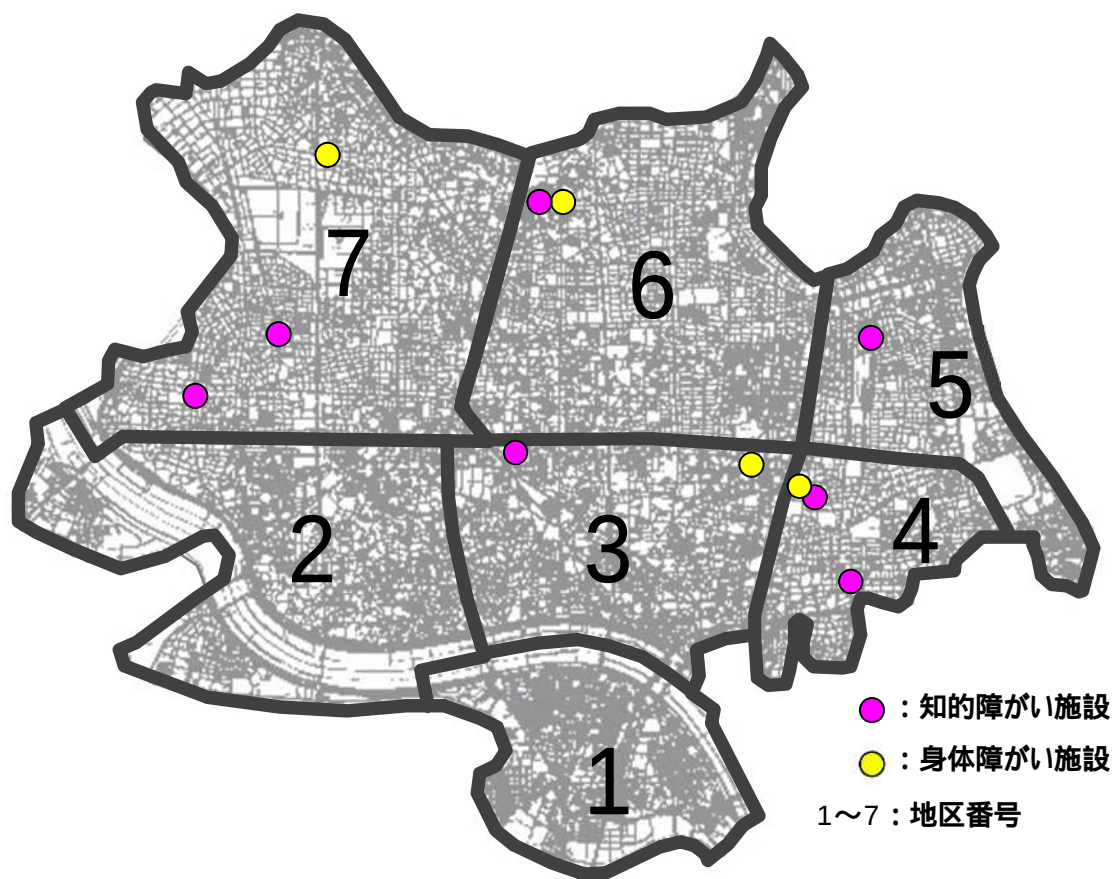
1 新規施設整備計画

(1) 地区の設定(7つの地区)

具体的な計画の策定に先立ち、まず下図のとおり区内を7分割し、地区を設定します(【図11】)。次ページの施設整備計画には、下図の地区番号を用い、施設に応じて整備が必要な対象地区を明らかにしていきます。

なお下図では、今後重点的に整備が必要な地区を明確にするため、7ページで示した既存施設の立地状況を再掲しています。

【図11】設定地区と地区番号および既存施設立地状況



(2) 新規施設整備計画一覧と整備スケジュール表

前章で算出した必要定員数に対し、必要な施設数、整備対象地区、開設予定年度を含めた新規施設整備計画です(【表 3】、【表 4】)。

新規施設整備と並行し、既存施設の定員拡充支援や、賃貸物件による事業所等の開設も促進し、新規施設開設分では不足する定員数を充足していきます。

【表 3】新規施設整備計画一覧

施設	主な施設種別	整備対象地区 (前頁参照)	開設 (予定) 年度	定 員 数 (人)			
				知障 重度	身障 重度	中軽度	計
舎人あかしあ園	身体障がい・重度 (複合)	7 地区	H27		50		50
東光	知的障がい・重度 (複合)	7 地区	H27	30		20	50
(仮称)江北一丁目 障がい者通所施設	知的障がい・重度 (複合)	2 地区	H31	50		40	90
施設 B	中軽度障がい	(区内全域)	H32			40	40
施設 C	身体障がい・重度	6 地区	H33		40		40
施設 D	知的障がい・重度	1 地区	H34	50			50
計				130	90	100	320

【注】 表中、網掛け箇所は既計画済施設。

【表 4】新規施設・整備スケジュール表(見込み)

施設 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
舎人あかしあ園	→	開設								
東光	→	開設								
(仮称)江北一丁目 障がい者通所施設		公募	→			開設 (予定)				
施設 B			公募	→			開設 (予定)			
施設 C				公募	→			開設 (予定)		
施設 D					公募	→			開設 (予定)	

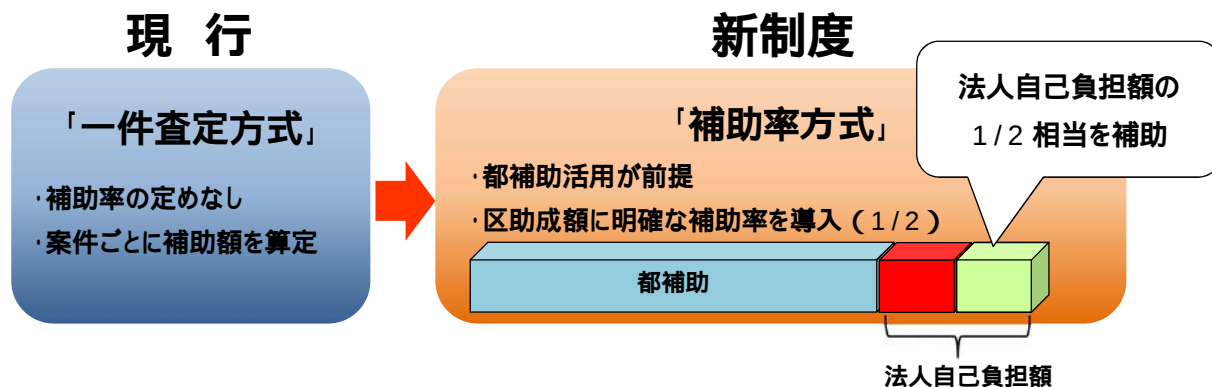
【注】 表中、網掛け箇所は既計画済施設。
開設年度も含め、スケジュールはあくまで予定です。

2 区の施設整備支援策（三つの柱）

今後の障がい者通所施設整備にあたり、整備・運営を担う民間事業者の活力を最大限に引き出し、効率的な整備促進を図るため、区は支援策を一部改め、主に下記の三つの支援を柱に進めていきます。

（１）施設整備費の助成制度の改正（区独自の助成金）

- ・新しい助成制度では、東京都の「障害者（児）施設整備費補助金」（施設整備費全体の 4 分の 3 の補助率。平成 26 年度時点、特例措置として 8 分の 7 の補助率）の活用を前提とし、施設整備費用から都の補助金等を除いた残額（法人自己負担額）の 2 分の 1 を限度とし、かつ区の予算の範囲内で助成します。これにより、施設の整備主体である民間事業者の負担を軽減するとともに、新規施設整備の促進を図ります。



（２）プロポーザル（公募）方式の拡充

- ・公共用地の有無に関わらず、前ページの区の計画に基づく新規施設整備事業すべてにつき、プロポーザル方式により事業者を募集、選定します。
- ・公共用地を伴わない施設整備事業のプロポーザルにあたっては、事業者側で施設建設用地を確保していただきます。
- ・区内事業者に限らず、区外からも区の障がい福祉施策に積極的に協働していただける事業者を広く募り、多様な通所施設の充実を図ります。

（３）区有地・都営地の活用

- ・整備地区、土地面積、建築条件等、整備方針に合致する区有地・都営地等の公共用地がある場合は、できる限り活用していきます（施設整備計画に基づくすべての施設に対し、公共用地の活用を保証するものではありません）。
- ・活用する公共用地は、制度に基づき土地の貸し付けを行います（貸付料は原則有償とします）。

3 既存施設の老朽化対応

新規施設の整備と並行して、老朽施設への具体的な対応方針策定が必要です。

建築年の古い施設を順に一覧にしたのが下の表です（【表 5】）。原則として古い施設から対応が必要であり、便宜的に建築年順に優先度（第 1、第 2 グループ）を設定しました。しかし、建物の構造に問題がなくても、設備の老朽化の度合いはまちまちであり、維持管理コストや、通所施設としての機能性の観点から、引き続き施設ごとに詳細に調査を行い、総合的に優先順位を判断していきます。

今後、早期対応が必要な施設については、維持、改修、改築、移転、統廃合等、さまざまな方策を検討し、具体的な対応方針を策定していきます。何より、施設利用者への影響を最小限に抑えるために、いかに事業の継続性を確保しつつ施設の老朽化に対応していくか、最善の方策を検討していきます。

【表 5】主な老朽施設の一覧

優先度	施設名	建築年	現況・方針
第 1 グループ	梅田ひまわり工房	昭和 39 年	- 鉄筋コンクリート造 2 階建て。 - 設計が古く、バリアフリー上の課題が多数あり（エレベーターなし、入り口の段差、等）利用者の高齢化率も比較的高く、障がい者施設としての長期利用継続が困難。
	江北ひまわり作業所	昭和 44 年	- 鉄筋コンクリート造 3 階建ての都営住宅の 1 階部分。 - 平成 25 年度に耐震改修工事実施済み。
	千住ひまわり作業所	昭和 47 年	- 鉄骨造 2 階建ての 1 階部分。 - 平成 24 年度に耐震改修工事実施済み。
第 2 グループ	東六月町作業所 (花畑共同作業所) (東六月町ひまわり作業所)	昭和 60 年	- 鉄筋コンクリート造 2 階建て。 【予定工事】外壁・屋上防水改修工事、エレベーター改修工事、ほか。
	大谷田障がい福祉施設	昭和 61 年	- 鉄筋コンクリート造 3 階建て。 【予定工事】受変電設備改修工事、ほか。
	神明障がい福祉施設	平成 2 年	- 鉄筋コンクリート造 2 階建て。 【予定工事】屋上防水補修工事、ほか。
	谷在家障がい福祉施設	平成 3 年	- 鉄筋コンクリート造 3 階建て。 【予定工事】外壁改修工事、火災報知設備改修工事、ほか。
	西新井ひまわり工房	平成 3 年	- 鉄骨造 2 階建て。 【予定工事】外壁・屋上防水改修工事、ほか。

おわりに

通所施設が本格的に整備され始めてから、30 年余りが経過したに過ぎません。今後、施設利用者の高齢化が本格化し、利用者の世代が一巡してはじめて、施設定員数と利用者数のバランスが均衡すると予測していますが、その時期は少なくともまだ 10 年以上先であると考えています。

そこで本方針では、直近の 10 年間における障がい者を取り巻く現状と、必要となる通所施設整備について、区の基本的な考え方を示しました。

10 年より先の将来予測は現時点では不確定要素が多く、明確な方針の策定は困難ですが、それでも現在の傾向を元に試算したところでは、引き続き施設整備が必要である、と想定しています。

足立区では、今後も引き続き施設需要の精密な集計に努め、また、常に変化する利用者ニーズや社会情勢等も見極めつつ、適切な施設整備に努めてまいります。

ご意見をお待ちしています

区民、障がい福祉施設事業者、ご利用者、ご家族のみなさまをはじめ、さまざまな方面からのご意見をお待ちしております。

足立区障がい者通所施設整備方針 (平成 27 年度～36 年度) 【平成 29 年度改定版】

平成 29 年 9 月 1 日発行

発 行 足立区

編 集 足立区 福祉部 障がい福祉課

東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

電 話 番 号 03 - 3880 - 5708 (直通)

FAX 番号 03 - 3880 - 5754

E - M A I L s-fukusi@city.adachi.tokyo.jp

